

病院局寄附受領取扱要綱

平成17年5月23日

17川病総庶第156号

(趣旨)

第1条 この要綱は、病院事業に対して一般市民等から寄せられる寄附（臨床研究に係る寄附を除く。以下同じ。）の受領に関し、公正かつ適切に取り扱うため、必要な事項を定めるものとする。

(受領を禁止する寄附)

第2条 病院事業管理者は、法令で禁止されている寄附及び次に掲げる寄附については、これを受領しないものとする。

(1) 金銭（有価証券を含む。）による寄附

(2) 前号に掲げるもののほか、受領することが適当でないと病院事業管理者が認める寄附

(寄附申出書の提出)

第3条 寄附しようとする者は、病院局長（川崎病院又は井田病院に対し寄附をしようとする場合にあつては、当該寄附をしようとする病院の長。以下「病院局長等」という。）に寄附申出書（第1号様式）を提出するものとする。

(受領書の交付)

第4条 病院局長等は、寄附を受領した場合は、受領書（第2号様式）を寄附者に交付するものとする。

(寄附物品の管理)

第5条 病院局長等は、受領した寄附を適切に管理するため、寄附物品管理簿（第3号様式）を備えるものとする。

(寄附者への謝意)

第6条 寄附者への謝意については、市長名又は病院事業管理者名の礼状をもつ

て行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、寄附者には、同項の礼状に代えて感謝状を贈呈することができる。

(1) 1回に300,000円以上の寄附のとき。

(2) 数次にわたる寄附の総額が300,000円に達したとき。

(3) その他特に必要と認められるとき。

3 礼状は受領月の翌月に、感謝状はその都度贈呈するものとする。

(事務)

第7条 寄附の受領に関する一連の事務は、原則として総務部庶務課（川崎病院又は井田病院に対する寄附である場合は、当該寄附を受ける病院の事務局庶務課）において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、寄附の受領に関し必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則（平成17年5月23日17川病総庶第156号）

この要綱は、平成17年5月23日から施行する。

附 則（平成19年6月29日19川病総庶第314号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川病総庶第2020号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日31川病総庶第2098号）

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。